

さくら共同作業所 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 就労継続支援B型サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 はびねすケア
代表者氏名	代表取締役 上山 奈保
本社所在地 (連絡先)	京都市南区東九条南松田町38-3 TEL075-205-5005 FAX075-205-5012
法人設立年月日	平成27年2月6日

2 利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業の所在地等

事業所名称	(指定事業所名称を記載する)
サービスの 主たる対象者	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 難病等対象者
指 定 事業所 番号	就労継続支援B型 2610582039号(令和4年4月1日 指定)
管 理 者	上山 昌輝
サービス管理責任者	上山 昌輝
事業所所在地	京都市南区東九条南松田町38-3
連 絡 先 相 談 担 当 者 名	TEL075-205-5283 FAX075-205-5012
事業所の通常の 事業実施地域	京都市南区・中京区・右京区・下京区・伏見区・東山区
事業所が行う 他の指定障がい 福祉サービス	居宅介護・重度訪問介護 2610581551号(令和3年9月1日指定)
利 用 定 員	20名
開 設 年 月 日	令和4年4月1日

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。
運営の方針	1 利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。 2 指定障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。 3 提供する指定障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。 4 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜～金曜日（土日祝・年末年始 12/31～1/3 除く）
営業時間	午前 8 時 00 分から午後 5 時 00 分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜～金曜日（土日祝・年末年始 12/31～1/3 除く）
サービス提供時間	午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構 造	（事業所の構造を記載する）
敷 地 面 積	（敷地面積を記載する）
延 床 面 積	（延床面積を記載する）

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備 考
訓 練 室	1 室	作業室共用
作 業 室	1 室	
相 談 室	2 室	多目的室の一部供用、事務所内一部供用

洗面所	1 室	
便 所	1 室	車椅子での使用可能・オストメイト設置
多 目 的 室	1 室	

4 職員体制等について

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管理者	管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、従業者に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う	常 勤 1 人
サービス管理責任者	ア 就労継続支援B型計画の作成等に関すること。 イ 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ウ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。 エ 他の従業者に対する技術指導又は助言を行うこと。	常 勤 1 人 非常勤 人
職業指導員	職業指導員は、就労継続支援（B型）計画に基づき、適切な就労継続支援の提供にあたる。	常 勤 1 人以上 非常勤 1 人以上
生活支援員	生活支援員は、就労継続支援（B型）計画に基づき、日常生活上の支援、相談、介護を行う。	常 勤 1 人以上 非常勤 1 人以上

5 提供するサービスの内容と料金及び利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サ ー ビ ス の 内 容
就労継続支援B型計画の作成	利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援B型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援B型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援B型計画を作成する。
食 事 の 提 供	希望により、利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。食事の提供に要する費用 600 円ただし、食事提供体制加算対象者については、食材料費のみの負担とし、240 円とする。

身 体 等 の 介 護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行います。
就 労 に 必 要 な 知 識、能力を向上する ための 訓 練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
就 労 の 機 会 の 提 供 及 び 生 産 活 動	雇用契約を締結しない就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労への移行に向けた支援を行います。 利用者が就労継続支援B型計画に沿って実習、施設内外就労、施設内外支援ができるよう、実習等の受入先の確保を行う。また、公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター及び特別支援学校などの関係機関と連携して、利用者の就労に対する適性や要望に応じた職種・実習の受入先の確保に努める。また就労継続支援B型計画に沿って必要な施設内外就労、施設内外支援を行う。 <工賃の支払い> 指定就労継続支援B型の生産活動に従事している利用者に、当該指定就労継続支援B型毎に生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。 2 事業者は、指定就労継続支援B型の利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めるものとする。
実習先企業等の紹介	就労継続支援B型計画に基づいて、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえ、関係機関と連携し、実習の受入先を確保します。
求 職 活 動 支 援	就労継続支援B型計画に基づき、公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う求職活動の支援を行う。また、公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター及び特別支援学校などの関係機関と連携して、利用者の就労に関する適性や要望に応じた職場開拓に努める。
職 場 定 着 支 援	利用者の職場定着を促進するため、公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター及び特別支援学校などの関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続する。
生 活 相 談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。
健 康 管 理	日常生活上必要なバイタルチェックを行うなど、常に利用者の健康状況に注意するとともに、医療機関との連絡調整や協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
訪 問 支 援	必要に応じて利用者や家族の同意のもと利用者宅を訪問し、適切な相談・助言・援助等を行います。
送 迎 サ ー ビ ス	自主通所ができない場合、希望により送迎を行います。
施 設 外 支 援	利用者の心身の状況や意向・適性・障がい特性・その他の事情を踏まえ、必要に応じて就労継続支援B型計画に基づき施設外支援及び施設外就労を行います。 「施設外支援」と「施設外就労」はどちらも利用者が企業等に行き実習を行います。「施設外支援」が職員を帯同せずに行う実習に対し、「施設外就労」は職員が帯同して、請負発注企業と請負契約を結んで行うものです。
施 設 外 就 労	

そ の 他	上記に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言を行います。
-------	-----------------------------------

(2) サービス料金

1日あたりの利用料金は、次表のとおりです。

就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）（平均利用者数：従業員数が6：1以上）

平均工賃 月額 利用定員	4万 5000 円以上	3万 5000 円以上 4万 5000 円未満	3万円 以上 3万 5000 円未満	2万 5000 円以上 3万円 未満	2万円 以上 2万 5000 円未満	1万 5000 円以上 2万円 未満	1万円 以上 1万 5000 円未満	1万円 未満
20人以下	8,872 円	8,533 円	8,035 円	7,823 円	7,696 円	7,452 円	7,134 円	6,254 円
利用者負担額	887円	853円	804円	782円	770円	745円	713円	625円
21人以上 40人以下	7,908 円	7,600 円	7,166 円	6,996 円	6,752 円	6,614 円	6,360 円	5,576 円
利用者負担額	690円	760円	717円	700円	675円	661円	636円	558円
41人以上 60人以下	7,420 円	7,144 円	6,742 円	6,572 円	6,360 円	6,212 円	5,968 円	5,236 円
利用者負担額	742円	714円	674円	657円	636円	621円	597円	524円
61人以上 80人以下	7,293 円	7,017 円	6,625 円	6,455 円	6,339 円	6,095 円	5,862 円	5,141 円
利用者負担額	729円	702円	663円	646円	634円	610円	586円	514円
81人以上	7,060 円	6,784 円	6,413 円	6,254 円	6,042 円	5,904 円	5,671 円	4,960 円
利用者負担額	706円	678円	614円	625円	604円	590円	567円	496円

※就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）は事業所の前年度平均工賃月額に応じて報酬が決まっています。

就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）（平均利用者数：従業員数が7.5：1以上）

平均工賃 月額 利用定員	4万 5000 円以上	3万 5000 円以上 4万 5000 円未満	3万円 以上 3万 5000 円未満	2万 5000 円以上 3万円 未満	2万円 以上 2万 5000 円未満	1万 5000 円以上 2万円 未満	1万円 以上 1万 5000 円未満	1万円 未満
20人以下	7,929 円	7,590 円	7,091 円	6,879 円	6,752 円	6,508 円	6,190 円	5,692 円
利用者負担額	793円	759円	709円	688円	675円	651円	619円	569円

21人以上 40人以下	7,060 円	6,752 円	6,318 円	6,148 円	5,904 円	5,766 円	5,512 円	5,067 円
利用者負担額	706円	675円	632円	615円	590円	577円	551円	507円
41人以上 60人以下	6,625 円	6,349 円	5,947 円	5,777 円	5,565 円	5,417 円	5,173 円	4,759 円
利用者負担額	663円	635円	595円	578円	557円	542円	517円	476円
61人以上 80人以下	6,508 円	6,233 円	5,841 円	5,671 円	5,459 円	5,311 円	5,077 円	4,664 円
利用者負担額	651円	623円	584円	567円	546円	531円	508円	466円
81人以上	6,296 円	6,212 円	6,710 円	5,491 円	5,279 円	5,141 円	4,908 円	4,791 円
利用者負担額	630円	621円	671円	549円	528円	514円	491円	479円

※就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）は事業所の前年度平均工賃月額に応じて報酬が決まっています。

就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）（平均利用者数：従業員数が10：1以上）

平均工賃 月額 利用定員	4万 5000 円以上	3万 5000 円以上 4万 5000 円未満	3万円 以上 3万 5000 円未満	2万 5000 円以上 3万円 未満	2万円 以上 2万 5000 円未満	1万 5000 円以上 2万円 未満	1万円 以上 1万 5000 円未満	1万円 未満
20人以下	7,229 円	6,922 円	6,477 円	6,296 円	6,063 円	5,904 円	5,320 円	5,194 円
利用者負担額	723円	692円	648円	630円	606円	590円	532円	519円
21人以上 40人以下	6,456 円	6,190 円	5,798 円	5,639 円	5,467 円	5,268 円	5,035 円	4,643 円
利用者負担額	646円	619円	580円	564円	547円	527円	504円	464円
41人以上 60人以下	5,978 円	5,735 円	5,385 円	5,226 円	5,024 円	4,887 円	4,675 円	4,293 円
利用者負担額	598円	574円	539円	523円	502円	489円	468円	429円
61人以上 80人以下	5,872 円	5,618 円	5,279 円	5,120 円	4,929 円	4,791 円	4,579 円	4,208 円
利用者負担額	587円	562円	528円	512円	493円	479円	458円	421円
81人以上	5,671 円	5,427 円	5,088 円	4,950 円	4,759 円	4,632 円	4,420 円	4,070 円
利用者負担額	567円	543円	509円	495円	476円	463円	442円	407円

※就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）は事業所の前年度平均工賃月額に応じて料金が決ま

っています。

就労継続支援B型サービス費（Ⅳ） （平均利用者数：従業員数が 6：1 以上）		
	利用料	利用者負担額
20 人以下	6,190 円	619 円
21 人以上 40 人以下	5,501 円	550 円
41 人以上 60 人以下	5,173 円	517 円
61 人以上 80 人以下	5,077 円	508 円
81 人以上	4,897 円	490 円

就労継続支援B型サービス費（Ⅴ） （平均利用者数：従業員数が 7.5：1 以上）		
	利用料	利用者負担額
20 人以下	5,618 円	562 円
21 人以上 40 人以下	4,993 円	499 円
41 人以上 60 人以下	4,696 円	470 円
61 人以上 80 人以下	4,600 円	460 円
81 人以上	4,441 円	444 円

就労継続支援B型サービス費（Ⅵ） （平均利用者数：従業員数が 10：1 以上）		
	利用料	利用者負担額
20 人以下	5,130 円	513 円
21 人以上 40 人以下	4,558 円	456 円
41 人以上 60 人以下	4,219 円	422 円
61 人以上 80 人以下	4,134 円	413 円
81 人以上	3,986 円	399 円

< 提供するサービスの料金とその利用者負担額について >

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組みとなっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ サービス提供に係る費用のうち、世帯の所得に応じた額をご負担ください。ただし、1割相当額の方が低い場合は、その額までのご負担となります。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

【加算項目】

事業所のとっている体制又は対応の内容等により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
福祉専門職員配置等 加算 (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ)	(Ⅰ) 160 円 (Ⅱ) 106 円 (Ⅲ) 64 円	(Ⅰ) 16 円 (Ⅱ) 10 円 (Ⅲ) 6 円	(Ⅰ)(Ⅱ)有資格者が一定割合以上の 場合、利用 1 日につき加算されます。 (Ⅲ)常勤職員の割合又は勤続年数が 3 年以上の職員の割合に応じて、利 用 1 日につき加算されます。
医療連携体制加算 (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ) (Ⅳ) (1) (2) (3) (Ⅴ) (Ⅵ)	(Ⅰ) 341 円 (Ⅱ) 672 円 (Ⅲ) 1,335 円 (Ⅳ) (1) 8,544 円 (2) 5,340 円 (3) 4,272 円 (Ⅴ) 5,340 円 (Ⅵ) 1,068 円	(Ⅰ) 34 円 (Ⅱ) 67 円 (Ⅲ) 133 円 (Ⅳ) (1) 854 円 (2) 534 円 (3) 427 円 (Ⅴ) 534 円 (Ⅵ) 106 円	医療機関との連携により、看護職員 が事業所等を訪問して利用者に対し て看護を行った場合や介護職員等に たんの吸引等に係る指導を行った場 合、利用 1 日につき加算されます。
初 期 加 算	320 円	32 円	利用開始から 30 日間において、利 用 1 日につき加算されます。
訪問支援特別加算 (1) 1 時間未満 (2) 1 時間以上	(1) 1,997 円 (2) 2,990 円	(1) 199 円 (2) 299 円	継続して利用する利用者が連続して 5 日間利用しなかったときに、職員 が居宅を訪問して相談援助を行った 場合に加算されます。
欠 席 時 対 応 加 算	1,003 円	100 円	利用者が急病等により利用を中止し た際に、連絡調整や相談援助を行っ た場合に加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
食事提供体制加算	320 円	32 円	収入が一定額以下の利用者に事業所が食事を提供した場合、1 日につき加算されます。
利用者負担上限額 管理加算	1,602 円	160 円	利用者の負担上限月額を超えて利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の管理を行った場合に加算されます。
送 迎 加 算 (Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ) 224 円 (Ⅱ) 106 円	(Ⅰ) 22 円 (Ⅱ) 10 円	事業所が利用者に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。
地 域 協 働 加 算	320 円	32 円	地域住民、地元企業、自治体等と協働した取り組みを実施した場合に 1 日につき加算されます。
体験利用支援加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ) 5,340 円 (Ⅱ) 2,670 円	(Ⅰ) 534 円 (Ⅱ) 267 円	地域移行支援の体験利用を行う場合に加算されます。
在 宅 時 生 活 支 援 サ ー ビ ス 加 算	3,204 円	320 円	在宅支援の利用者が利用時に居宅介護や重度訪問介護等が必要であって、職員を派遣し支援した場合に加算されます。
福祉・介護職員処遇 改善加算(Ⅰ口)	所定単位数 の 109/1000	左記の 1 割	福祉・介護職員の賃金改善等を実施している事業者において加算します 加算は、福祉・介護職員の賃金改善に充てられます。

6 その他の費用について

内 容	料 金
食事の提供に係る費用 ※食事体制加算対象者は材料費のみ	昼食：1 食につき 600 円 (うち食材料費 240 円)
通常の事業の実施地域を越えて行う訪問支援に要する 交通費	公共交通機関等を利用した場合 実費相当額
	事業者の自動車を使用した場合 事業所から 5 キロメートル未満 1 回 (片道) につき 500 円
	事業者の自動車を使用した場合 事業所から 10 キロメートル未満 1 回 (片道) につき 750 円
	事業者の自動車を使用した場合

	事業所から 10 キロメートル以上 1 回（片道）につき 1,000 円
その他日常生活において通常必要となるものに係る 費用であって、その利用者に負担させることが適当 と認められるもの	必要物品発生時に利用者と相談 にて決定する。
キャンセル料（利用者の病状の急変や急な入院等の 場合は、キャンセル料は請求致しません）	2 日前までにご連絡の場合 キャンセル料は不要です。
	1 日前までにご連絡がない場合 1 日当たりの利用料の 10% を請 求致します。

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額そ の他の費用の支 払い方法につい て	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 14 日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)現金支払い (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)事業者指定口座への振り込み お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。 また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、保管をお願いします。
------------------------------------	--

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から 3 月以上遅延し、故意に支払いの督促から 7 日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法律第 79 号）を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 上山 昌輝
-------------	-----------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対し虐待防止のための研修を実施しています。

⑤ 虐待防止委員会を設置し、虐待防止のための計画づくり、虐待防止のチェックとモニタリング、虐待発生後の検証と再発防止策の検討を行います。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者又はその家族に関する秘密の保持について	○事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切に取り扱います。 ○事業所の従業者及び管理者（以下「従業者等」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	○事業者は、利用者又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者又はその家族の個人情報を提供しません。 ○事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○事業者が管理する情報については、利用者又はその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号 080-9121-9191 （対応可能時間 8：00～17：00）

11 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	京都回生病院		
医院長名	福井 好彦		
所在地	京都市下京区中堂寺庄ノ内町 8-1		
電話番号	075-311-5121(代)		
診療科	外科・内科・眼科	入院設備	有り

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

さくら共同作業所	・窓口担当者 上山昌輝 ・ご利用時間 9:00~17:00 ・TEL075-205-5283 FAX075-205-5012
区役所 障害保健福祉課 保健福祉センター	北区 京都市北区紫野東御所田町33-1 075-432-1285 上京区 京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地 075-441-5121 左京区 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2 075-702-1131 中京区 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 075-812-2594 東山区 京都市東山区清水五丁目130番地の6 075-561-9130 山科区 京都市山科区栂辻池尻町14-2 075-592-3479 下京区 京都市下京区西洞院通塩小路東上る東塩小路町608-8 075-371-7217 南区 京都市南区西九条南田町1-3 075-681-3282 右京区 京都市右京区太秦下刑部町12 075-861-1451 (京北) 京都市右京区京北周山町上寺田1-1 075-852-1815 西京区 京都市西京区上桂森下町25-1 075-381-7666 洛西 京都市西京区大原野東境谷町2丁目1-2 075-332-9275 伏見区 京都市伏見区鷹匠町39-2 075-611-2392 深草 京都市伏見区深草向畑町93-1 075-642-3574 醍醐 京都市伏見区醍醐大構町28 075-571-6372
京都府 運営適正化委員会	・所在地：京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375番地 ・利用時間：9:00~17:00 (祝日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日まで) ・電話番号：075-252-2152

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社 三井住友海上火災保険株式会社
 保険名 福祉事業者総合賠償責任保険
 補償の概要 賠償責任補償

非常時の対応	別に定める消防計画により対応致します。
平時の訓練	別に定める消防計画に則り、避難訓練を年2回実施します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常通報装置 無 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・室内防火栓 無 ・消火器 有 ・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄（食糧・飲料水〇日分） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）
消防計画	消防署への届出日： 令和4年3月28日 防災管理者： 上山 昌輝
保険加入	本事業者は、下記の損害保険に加入しています。 保険会社名： 三井住友海上火災保険株式会社 （株式会社エス・エム・エス） 保険名： 福祉事業者総合賠償責任保険

14 苦情解決の体制及び手順

提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

さくら共同作業所	・窓口担当者 上山昌輝 ・ご利用時間 9：00～17：00 ・TEL075-205-5283 FAX075-205-5012
----------	--

15 心身の状況の把握

サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

16 連絡調整に対する協力

事業者は、サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

17 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

サービスの提供に当たり、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

18 サービス提供の記録

- ① サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② サービスの実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
（複写等に係る費用は実費を負担いただきます。）

19 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

市町村の支給決定内容等の確認	サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。
就労継続支援B型計画の作成	確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「就労継続支援B型計画」を作成します。作成した「就労継続支援B型計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。
就労継続支援B型計画の変更等	「就労継続支援B型計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
感染症対策	事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用はできません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
喫煙	喫煙は決められた時間に決められた場所をお願い致します。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

20 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ ☒ 無
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

21 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

22 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、「京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年京都市条例第62号）」第9条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	京都市南区東九条南松田町 38-3
	法人名	株式会社 はびねすケア
	代表者名	上山 奈保
	事業所名	就労継続支援 B 型事業所 さくら共同作業所
	説明者氏名	上山 昌輝

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印
	続柄	

さくら共同作業所 利用契約書

様（以下「利用者」という。）と株式会社はぴねすケア（以下「事業者」という。）は、さくら共同作業所が利用者に対し提供する就労継続支援 B 型について、次のとおり契約する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）等関係法令の理念にのっとり、利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営む事が出来るよう、事業者が就労継続支援 B 型計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行う事を定めます。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日からとします。
ただし、利用者から事業者に対し、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者の訓練等給付費支給期間が更新された場合、契約は年度ごと更新されるものとします。

（個別支援計画）

- 第3条** 事業者は、利用者の置かれている環境及び七條生活全般の状況などを通じて利用者が希望する生活や課題の把握を行い、適切な支援内容を検討し、就労継続支援 B 型計画を作成します。
- 2 事業者は、就労継続支援 B 型計画作成の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得る事とします。
- 3 事業者は、就労継続支援 B 型計画作成後、実施状況の把握を行い、少なくとも 6 カ月に 1 回以上就労継続支援 B 型計画書の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援 B 型計画書の変更を行います。変更については利用者又はその家族に説明をし、文書により同意を得る事とします。

（サービス内容）

第4条 事業所は、利用者に就労継続支援 B 型計画に基づいて、重要事項説明書に記載するサービスを提供します。なお、契約支給量などについては、受給者証に記載のとおりです。

（利用料金）

- 第5条** 利用者は、重要事項説明書及びサービス利用料金表（別紙）に記載する介護給付費等対象サービスに対して、利用者負担額（厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額から訓練給付費などの額を控除した額。「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限月額が、利用者の 1 カ月の負担上限額となります。）を事業者に支払います。なお、訓練等給付費の額については、事業者が市町村から代理受領いたしますので、利用者が直接支払う必要はありません。
- 2 利用者は、重要事項に記載する訓練等給付費等対象外サービスに対して、所定の料金を事業者に支払います。

(利用料の支払い法)

第6条 利用者は、前条第1項及び第2項に定める額の合計額(以下「利用料金」という。)を月ごとに事業者に支払います。

- 2 事業者は、利用料金に係る請求書をサービス提供月の翌月15日までに利用者に通知します。
- 3 利用者は、請求が有った利用料金について、請求のあった月の月末までに事業者に支払います。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を交付します。

(生産活動と工賃の支払い)

第7条 事業者は、就労継続支援B型計画において生産活動の内容を定め、利用者に対して生産活動の機会を提供します。

- 2 事業者は、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量などが過度な負担とならないように配慮します。
- 3 事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置など生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じます。
- 4 事業者は、生産活動にかかる事業収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を生産活動に従事している利用者に支払います。

(説明義務)

第8条 事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問に対して適切に説明を行います。

(安全配慮義務)

第9条 事業者は、サービスの提供に当たって、利用者の生命、身体の安全に配慮します。

(緊急時の援助)

第10条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

- 2 前項のほか、事業者は、利用者の伸身の状態が変化した場合は、利用者及びその家族が指定する者に対し緊急に連絡します。

(身体拘束の禁止)

第11条 事業者は、利用者又は他の利用者などの生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。

(秘密保持)

第12条 事業者は、常務上知りえた利用者やその家族などの秘密を保持します。

- 2 事業者は、他の指定障害サービス事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又は家族の同意を得る事とします。

(苦情解決)

第13条 利用者及びその家族は、事業者が提供するサービスに関して、何時でも重要事項説明書に記載する苦情受付窓口で苦情を申し立てる事が出来ます。

- 2 事業者は、苦情が申し立てられた場合、速やかに事実関係を確認し、改善の必要性及

びその方法について、利用者又は家族に文書で報告します。

- 3 事業者は、利用者及びその家族が苦情を申し立てた事を理由として、利用者に対し、不利益となる様な対応はしません。

(契約の終了)

第14条 利用者は、14 会場の予告期間を置いて文書で事業者へ通知する事により、この契約を解除する事が出来ます。

- 2 前項にかかわらず、事業者が次の各号に該当する行為を行った場合には、利用者は直ちにこの契約を解除する事が出来ます。

- (1) 事業者が正当な理由なく契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合
- (2) 事業者が、第 12 条に定める(秘密保持)に違反した場合
- (3) 事業者が、初回通念に逸脱する行為を行った場合
- (4) 他の利用者が、利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

- 3 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30 日間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知する事により、この契約を解除する事が出来ます。

- 4 前項にかかわらず、利用者が次の各号に該当する場合には、事業者は直ちにこの契約を解除する事が出来ます。

- (1) 利用者が事業所に支払うべきサービスの利用料金を 3 カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合。
- (2) 利用者が、故意または重大な過失により、事業者若しくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つける事等によって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。
- (3) 利用者が、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったと認めた場合。
- (4) 転載、災害その他や無得ない理由により事業所を利用させることができない場合。
- (5) 利用者が、連続して 3 カ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は現に連続して 3 カ月を超えて入院した場合。
- (6) 利用者が死亡した場合。

(損害賠償)

第15条 事業者は、サービスの提供によって事故が発生した場合は、速やかに関係市町村及び利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償するものとします。

(協議事項)

第16条 この契約に定められていない事項について問題が発生した場合には、事業者は障害者総合支援法の関係法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を示す為、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします・

令和 年 月 日

事業者

事業者名 株式会社はびねすケア
事業者住所 京都府京都市南区東九条南松田町 38-3
代表者氏名 代表取締役 上山 奈保 印

利用者

住 所

氏 名

代理人(※緊急連絡先)

住 所

氏 名

続柄

個人情報使用同意書

私が、貴事業所の指定障害福祉サービス就労継続支援B型（さくら共同作業所）を利用するに当たり、私及びその家族の個人情報については、次に記載する所により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

- (1) 事業者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関連する法令に基づき、私の行うサービスを円滑に実施する為、サービス担当者会議又は私が利用する他のサービス事業者との情報の共有が必要な場合に使用する。
- (2) 利用者の就労機会を拡大する為に、就労の様子や利用者のコメント等をSNS等に掲載させていただきます。
- (3) に対してSNSへの掲載に同意又は同意しないにチェックして下さい。

同意する / 同意しない

2 使用に当たっての条件

- (1) 個人情報の提供は、上記 1 に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外には決して漏れる事の無いように細心の注意を払う事。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議の内容、参加者、経路などについて、記録しておくこと。

3 個人情報の内容

- (1) 氏名、住所、健康状態、病歴、過程状況名を事業所が、サービスを提供する為に最小限必要な利用者やその家族に関する情報。
- (2) その他利用者及びその家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又識別されうる情報。

4 使用する機関

令和 年 月 日からサービス利用契約終了時までとする。

以上

令和 年 月 日

株式会社はびねすケア さくら共同作業所
代表取締役 上山 奈保 様

【利用者】 住所

氏名 _____ 印

【利用者代理人】 住所

氏名 _____ 印 続柄

(別紙 1) 契約内容

1. 契約支給量

月利用回数	日	基本 利用曜日	()
-------	---	---------	-----

2. 食事提供サービス

食事提供サービス希望	有	☐ 利用日は希望
		☐ 特定曜日のみ希望 ()
		☐ その他 (必要時は管理者等に申し入れする)
	無	

3. 送迎サービス

送迎サービス希望	有	☐ 利用日は希望
		☐ 特定曜日のみ希望 ()
		☐ その他 (必要時は電話にて連絡を行う)
	無	

4. 上限額管理

上限額管理希望	有
	無

5. 利用料金の支払い方法

支払い方法	☐ 当事業所での窓口での現金支払い
	☐ 工賃より控除
	☐ 指定口座への振込
	☐ 金融機関口座からの口座振替

さくら共同作業所（就労継続支援B型） サービス料金表

下記に記載の料金表は、サービス利用に係る基本的な額を記載したものであり、個別加算該当、利用者負担額の軽減により金額が異なる場合がありますので、詳細については担当者に直接お問い合わせ下さい。

※ 厚生労働大臣が定める基準により算定した額に変更があった場合は、変更された額に合わせて負担額を変更する事があります。

訓練等給付費対象分	
就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）（日単位）	7,452円
訓練等給付費加算対象分	
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）（日単位）	160円
送迎加算（Ⅰ）（片道）	224円
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（月単位）	所定単位数に加算率（9.3%）を乗じた単位数

初期加算（日単位）	320円
-----------	------

※ 初期加算は、利用開始日から起算して30日以内の期間について加算します。

欠席時対応加算（日単位）	1,003円
--------------	--------

※ 欠席時対応加算は、利用者が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談支援を行った場合に、月4回まで加算します。なお、利用当日から数えて3日以内の連絡はキャンセルの加算がありますが、2日前までに連絡すればキャンセルの加算はありません。

訓練給付費対象外分	
昼食代	600円
① サービス提供記録等の複写代 ② 各証明書書類の発行代	無料